

一般社団法人輝水会 令和2年度定例経営委員会議事録（謄本）

開催日時	令和3年6月3日（木） 16:35～
開催方法	経営委員会規程第13条第2項に基づく Web 会議システム （利用サービス名：Zoom ミーティング）
出席（参加）委員	○三嶋完治（個人宅）、藤井か代子（ディサービス夢子 事業所）、 細田満和子（星槎大学 会議室）。（○委員長）
欠席委員	無
オブザーバー参加	手塚由美理事長（一般法人法輝水会事務所）
議事録作成者	三嶋完治

定刻、委員長三嶋完治は、本日 Web 会議システムにより、出席者の音声即時に他の出席者に伝わり、出席者が一同に会すると同時に適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認の後、定例経営委員会の開催を宣し、以下の議事に入った。

議題及び概要

審議事項

（1） 令和2年第9期定時社員総会招集の件

手塚理事長より、令和3年5月8日開催された令和3年度第1回通常理事会（以下、「第1回理事会」という。）において、令和2年第9期定期社員総会（以下、「社員総会」という。）の日時・場所等は以下のとおり承認された。

記

日時：令和3年6月19日（土）13:30より

場所：東京都世田谷区奥沢8丁目30番10号

本部事務所 エレメンタルスタジオ内

定例社員総会閉会后引き続き令和3年度第2回通常理事会開催。

【決議事項】

第1号議案 令和2年第9期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）事業報告及び計算書類承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

以上

(2) 令和2年第9期事業報告及び決算報告並びに監査報告の件

同じく手塚理事長より、概要として今期未曾有な状況の中、これからの事業計画を見直すべく頻繁に Web 会議を実施した。その結果前期とほぼ変わらない参加人数の活動を継続できた旨報告があった。

また結果として、関係機関より障害者支援にかかる相談を受けるようになった。このことは、実感として当法人が公益法人として認められるようになった旨報告があった。なお、本件について第1回理事会において承認され、社員総会に諮る。

(3) 定款一部変更の件

手塚理事長より、近々公益認定を踏まえ当法人の事業活動の法的根拠、それを受け定款の目的と公益目的事業、経営委員会の法人内立ち位置を明確にするため、定款一部変更をしたい旨説明があり、本件について第1回理事会において承認され、社員総会に諮る。

(4) 今後の事業活動の件

手塚理事長より、自律的ガバナンス体制が整ってきた状況において、今後以下の事業活動を行う旨説明があった。

記

①当法人公益目的事業の目指すもの

スポーツを活用した、障害のある人、生活機能に課題のある人を対象にした健康増進及び地域共生社会の実現

②事業展開の3本柱（社会資源の開発）

- ・サービス開発（社会参加支援プログラム開発）
- ・福祉人材育成開発（相互能力開発）
- ・地域開発（地域連携開発）

③助成事業（今後の事業活動の展開）

- ・「スミセイコミュニティスポーツ推進助成事業」（「リハビリ・スポーツ教室」を「レジリエンス・スポーツ教室」に改名、発展する）

国リハの紹介で当法人に入会した日本女子体育大学体育部健康スポーツ学科教授の井筒紫乃氏は、エコノミッククラス症候群を発症し、現在麻痺が残り当法人主催のスミセイコミュニティスポーツ推進助成事業に参加している。

同教授は、本教室を高く評価して、「自分は、リハビリ・スポーツというより、むしろレジリエンス・スポーツであると思っており、今後この分野を研究の対象にしたい」との意見があった。他方日本女子体育大学では、世田谷区の施策として地域住民により自主的・主体的に運営される「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を区内8か所の1つ、「ニチジョクラブ」を運営している。この「ニチジョクラブ」及び大学附属基礎体力研究所と同教授は関係があり、今後連携により本助成金等を利用して世田谷区全区で「リハビリ・スポーツ教室」を改名して「レジリエンス・スポーツ教室」として提案及び開催を模索していく。

なお、住友生命健康財団は、当法人の「教室」後の「自主活動グループ」や効果検証の取組みを高く評価しており、この取組みは、今後文科省事業としてなり得る。

・「自賠責運用益拋出事業」（日本損害保険協会）

日本損害保険協会では、各損害保険会社から自賠責保険の運用益の拋出を受け、「自動車事故被害者対策」の一環として、被害者の生活を支援するための研究事業として、当法人に対して次期から3年間助成金の支給が決定した。

主に交通事故や頭部のケガなど脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障害が起きた高次脳機能障害の人が対象になる。

ケガ等により多くの人は、障害に苦しみながらも、歩けるようになりたい、言葉を取り戻したいというささやかな希望を胸にするが、いざ病院を退院し、一旦自宅に戻ると思い描いていた社会復帰への道のりは、失望にかわる。障害を負ったことで仕事を失い、社会との接点を奪われ、自分の居場所すらわからず、中には引きこもりの生活を余儀なくされる。

このような状況下、「こんな身体で生きていけるのか」、「自分は生きる価値がない」といった様々な想いの中で混乱と苦悩の時期（心理的回復が困難な時期）に苛まれる。多くの中途障害（高次脳機能障害）者、その家族は自宅に戻ったその日から、あらたな苦勞を背負い込む。いつ・誰が・どのようにして起こるか分からないこの問題は、決して他人事でなく、我々一人ひとり社会全体に係る課題である。

本自賠責保険の運用益拋出事業においては、当法人通常のレジリエンス・スポーツ教室より、レジリエンス・スポーツの概念と共通する水中アビリティエクササイズが有用と考える。参加者は、まさか自分がプールに入ることが出来るとは思わず、自分がプールに入っただけで感動し、泳げたことで“こころのスイッチ”が入る姿を、これまで何人も見てきた。

本アプローチの狙いは、参加者が個別に異なる状態のケガ（病気）や障害を、自分の一部として引き受けつつ、自分らしい人生を送る過程そのものを回復

(リカバリー) と考える。リカバリーとは、「自分が求める生き方を自発的に追い求める」ことの総称である。

「人」としてのリカバリー(積極的プロセス)は、日々のチャレンジの証であり、そのため、レジリエンス・スポーツの概念である、一方向のリハビリテーションとは異なり、希望・意欲・欲求や自尊心を取り戻し、精神的自立を促し、社会への貢献(役割)を学ぶための手段として、誰でも取っ付きやすい「スポーツ」(水泳)の可能性を活用し、「双方向に適用する“解”を見つけ出す」学びの場を創出する教育的アプローチになる。

本年11月20日から21日の2日間に、本助成金の支給の前に出雲でレビューを計画している。初日は、当事者の水泳体験と援助者の援助講習、次の日は、当事者の「語り」、その後高橋医師を交えて「スポーツを通じて心身の健全な発達及び社会参加(仮称)」で討論会を考えている。

以上

(5) 公益認定後の事業活動の概要と決意

手塚理事長より、障害者支援に関し、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたる中、行政やNPOを中心とした民間非営利部門だけでは、社会のニーズを満たし課題をこなすことが難しくなっている。このような状況下、多様なサービスを提供することができる存在として、当法人の自由で自発的な活動に根差す民間が担う公共の役割が評価されるようになってきた。

民間が担う公共とは、公的資金に余り頼ることなく自ら活動資金を調達し、「民による公益の増進」による「活力ある社会の実現」に資することが目的であり、同時に社会における助成金、寄附文化の醸成に寄与する旨説明があった。

(6) 理事との業務委託契約の件(具申)

三嶋委員長より、当法人の懸案事項である理事等にまとまった報酬を支払っていないことについて、当法人は、非営利型一般社団法人として優遇措置待遇を受けている。税法上の非営利型一般社団法人と認められるための要件には、『特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと』と明記している。つまり、過大(収益のバランスを除外にして)な役員報酬を一度でも支払った場合、「特別な利益を与えたことがある」と一度でも認定されると優遇措置は失効する。また、役員報酬は定期で同額の支給でなければ損金にならない。

今月は余裕があるから報酬を支払うというわけにはいかない。そこでプロジェクト毎に報酬を支払うことを検討した。そもそも理事との委託契約を結ぶのは可能である。ただしこのケースでもっと注意が必要な点は、利益相反取引である。利益相反取引は、一般法人法第84条第1項2号において、『理事が自己又は第三者のために

一般社団法人（当法人）と取引をしようとする』制限を設けている。

さらに、同92条第2項では、『理事会設置一般社団法人においては、第84条第1項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない』と定めているが、当法人と取引をしてはならないと言っているわけではない。「取引」とは、「契約や合意などのもと、金品や事柄のやり取りを行う」ということである。つまり、理事に剰余金の分配は禁止であるが、当法人と当該理事と業務委託契約を締結すること自体は合法である。

そこで、理事に専門性があり委託することは、合理的に判断できる。例えば小川理事の場合、認定看護師の資格あり、専門性を有している。したがって、現状無報酬の役員には、その専門的な業務を委託するという考え方になる。その場合、理事への委託費の支払は、前述のように当法人と理事の利益相反取引になることから、

- ①理事会の事前の承認
- ②理事会に取引後のその都度報告
- ③財務諸表の注記において、「役員及びその近親者との取引」の記載
- ④利益相反取引にかかる理事は、理事会の決議に加わることができない

理事の専門性や時間的な拘束も鑑みると、無報酬というわけにはいかず、対価を支払うが、かといって役員報酬というのにはなじまないケースになる。そのとき注意が必要なのは、当法人が非営利型の一般社団法人である点であり、委託費が相場より高くなる場合は、公益認定が難しくなる場合もあるので、安易に結論付けするのではなく、十分な検討が必要になる。

【各委員よりの主な意見】

- 細田委員 ・年々公益性を感じられる事業活動になり、当法人の特長でもある自律的ガバナンスを続けて欲しい
- ・公益認定を受けることにより、税制上の優遇措置や国民からの寄附を受け、社会的な信頼が増す等高い志を持つ公益法人が、国民全体の理解・支援に支えられ、持続的に事業を実施できるように期待している。
- 藤井委員 ・日ごろ障害者福祉に携わり、「復権」という意味をあらためて考えさせられた。
- ・自分の法人でも参考になる点も多くあり、あらためて「障害」とは何かを考えるヒントになった。

【注記について】

本定例経営委員会終了後手塚理事長より、三嶋委員長に対して今後の事業活動を円滑に進めるためにも井筒紫乃氏の理事招聘が不可欠である旨相談があった。当法人は、設立以来厚労省の側からスポーツを捉えてきた。

スポーツ基本法の基本的な理念である、第2条(基本理念)第5項には、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と定めている。さらに、同法第12条(スポーツ施設の整備等)第2項には、「障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。」と努力目標を掲げている。

それを受け平成26年、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業を厚労省から文科省に移管したが、十分機能しているとは言い難い。そこで井筒紫乃氏が関係する、大学附属基礎体力研究所及びニチジョクラブと当法人がコンソーシアムを組み、スポーツの可能性と障害者支援(支援技術)の融合した新しい学問及び研究をすることにより、来年日本女子体育大学創立100周年につなげていく。また、当法人は今後事業活動の柱の一つである、スポーツを通じ地域共生社会の実現を目指していく。

そこで手塚理事長は、定款第30条2項の定めに基づき理事各位に対し、令和3年6月3日付け理事会決議の省略に係る提案書を送付し、令和3年6月5日付け同意書を受領した。また、監事に対しても、同様に理事会決議の省略に係る異議の確認について、同意書を受領した旨報告があった。

ところで、第1回理事会において承認された定款一部変更の件について、不透明な手続きがあったことが判明したので、あらためて本決議の省略において同意を得た。

以上をもって、本日の議事を17時40分終了し、本日のWeb会議システムを用いた定例経営委員会は、終始異常なく議題の審議を終了した。

上記議事の経過及び結果を明かすためにこの議事録を作成し、委員は記名捺印する。

令和3年6月3日

委員長 三嶋 完治 (印)

委員 細田 満和子 (印)

委員 藤井 か代子 (印)

—以下、余白—

※本書面は、令和3年6月3日開催した令和2年度定例経営委員会議事録の謄本です。